令和６年度　　服装・頭髪の決まり【改訂版】

曽根中学校生徒指導部

１．服装

（１）本校指定の標準服、または、北九州市スタンダード標準服を正しく着用すること。

		スタンダード型	従来型	
		北九州市 スタンダード標準服	詰襟学生服 （本校指定の標準服）	セーラー服型学生服　等 （本校指定の標準服）
冬	上	・ブレザー ・白色長袖ポロシャツ ・白色長袖カッターシャツ	・黒色詰襟 ５つボタン 両袖２つボタン	・セーラー服 ・赤色のネクタイ
	下	・ズボン ・スカート （ひざがかくれる程度）	・黒色長ズボン （ストレートでノータック）	・ジャンバースカート （ひざがかくれる程度）
夏	上	・白色ポロシャツ ・白色カッターシャツ ・白色開襟シャツ （長袖 or 半袖どちらでも可）	・白色カッターシャツ ・白色開襟シャツ （長袖 or 半袖どちらでも可）	・白色カッターシャツ ・白色ブラウス ・白色開襟シャツ （長袖 or 半袖どちらでも可）
	下	・夏ズボン ・夏スカート （ひざがかくれる程度）	・黒色長ズボン	・スカート （ひざがかくれる程度）

※ 移行期間は設けない。
※ ５月１日～１０月末日は体操服も可。始業式等の儀式的行事や文化発表会、修学旅行は、標準服を着用。体操服は不可。
※ カッターシャツ、ブラウス、開襟シャツは裾をズボン・スカートに収める。
※ ベルトは、黒、紺、茶の無地。（バックルが派手なもの、穴が多いものは不可。）
※ ポロシャツ、カッターシャツ・ブラウスのアンダーウェアは、白・黒・紺・グレー等（ワンポイント可・無地）で華美でないものを着用。
※ **夏の上着については**、スタンダード型と従来型、共に、ポロシャツ、カッターシャツ・ブラウスの**どちらでも可**。

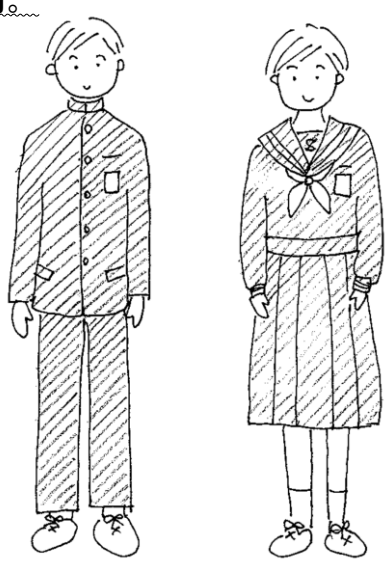

（２）名札
- 左胸に安全ピンでしっかり止める。
- 名札には飾りを付けない。

（３）中着
- 詰襟、セーラー服の下は、華美でないものを着用。
- ブレザーの下は、スタンダード標準服の長袖ポロシャツを着用。

（４）くつ下
- 白、黒、紺、グレー等（華美でないもの）
  ※ ワンポイント、ワンライン可。
- ストッキングは、黒、白、ベージュに限る。

（５）上靴
・学校指定のもの。
・黒色で名前を書く。（かかとを踏まない）

（６）下靴
・運動に適したもの。（ハイカット・ミドルカット不可）

（７）カバン
・学校指定のもの。
・落書きをしない。（色を塗らない）
・お守り（小さいキーホルダー等）を１つのみつけてよい。
※ 他の生徒のカバンと区別するため。
・学校、部活動で指定されたカバン（袋）以外は不可。

（８）防寒着
・マフラー、ネックウォーマー、手袋、アウターは、通学時着用可。
アウターは、カバンに入る程度のもので、フードがなく、白・黒・紺・グレー等の派手でないもの。
＜ セーラー服型学生服 ＞
・カーディガンは、黒、紺等の無地で、ボタンがあるもの。
＜ スタンダード標準服 ＞
・ベスト、セーター、カーディガンは、黒、紺等の無地のもの。
※ 防寒着の着用は１１月１日～３月末日

２．頭髪等

・みんなが楽しく過ごせる髪型
・曽根中プライドをもち、曽根中生として胸をはれる髪型。
・前髪は目にかからない。
・整髪料、香料はつけない。
・パーマ、特殊な髪型（左右非対称、剃り込み、巻き髪等は不可）、染色・脱色はしない。　【許可する髪型の例】ツーブロック、お団子
・長髪は、後ろは両肩を結んだ線以内の長さで、それ以上長いなら結ぶ。
ゴム（ヘアピン、髪止め）で止めるときは、飾りが無く、黒、紺、茶のもの。
必要以上につけない。
・まゆ毛は、形を整える程度であれば許可する。
・化粧をしない。
・ピアス、ネックレス等の装飾品をつけない。

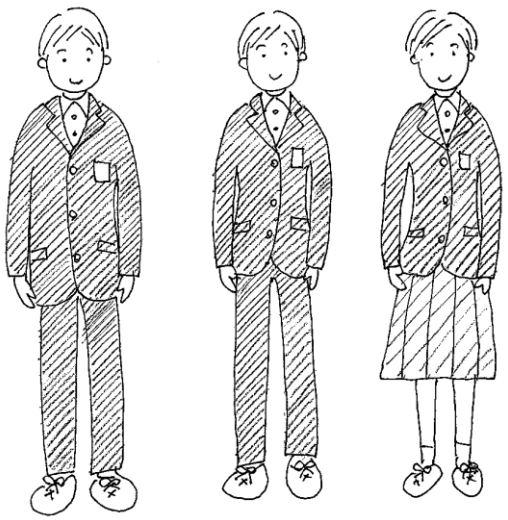

◎この決まりは令和５年度に、全生徒・保護者へのアンケート調査をもとに、生徒、保護者、学校職員それぞれの代表による２回の検討会と、地域の方を含む学校運営協議会を経て修正され、令和６年度に改定されました。